

(改正前)	(改正後)
第2条 モデル工事とは、下記内容を実施する工事のことをいう。 (1)「快適トイレ」 現場作業員のため工事現場に設置した男女ともに快適に使用できる仮設トイレのことをいい、【別表－1】に示す「快適トイレ」の仕様をすべて満たすこと。ただし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、男女別の快適トイレの設置を標準とする。 (2)「快適休憩所」(県土整備部及び都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)のみ対象) 快適な作業員休憩所のことをいい、【別表－2】に示す「快適休憩所」の仕様をすべて満たすこと。ただし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、女性に配慮するよう努めなければならない。 (3)「標準的な現場環境改善」 仮設備、営繕や安全関係で現場環境を改善するほか、建設事業の住民広報など地域との連携の下で現場環境改善を行うもので、【別表－3】に示す「標準的な現場環境改善」のうち計上費目(①仮設備関係、②営繕関係、③安全関係、④地域連携)ごとに1内容ずつと、いずれかの計上費目1内容の合計5つの内容を実施する。 (実施内容) 第4条 各モデル工事については、以下のとおり実施するものとする。 (1)発注者指定型(県土整備部及び都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)) 全ての工事において「快適トイレ」を実施する。 上記に加え、設計金額が5,000万円以上の工事は、原則として「快適休憩所」及び「標準的な現場環境改善」を実施する。 (2)受注者申入れ 受注者から申し入れがあった場合は、下記によりモデル工事として実施する。 ①「県土整備部及び都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)が発注する工事」 「快適休憩所」「標準的な現場環境改善」から、1つ以上を追加して実施する。 ②「農政部及び林政部が発注する工事」 「快適トイレ」、「標準的な現場環境改善」から、1つ以上を選択して実施する。	第2条 モデル工事とは、下記内容を実施する工事のことをいう。 (1)「快適トイレ」 現場作業員のため工事現場に設置した男女ともに快適に使用できる仮設トイレのことをいい、【別表－1】に示す「快適トイレ」の仕様をすべて満たすこと。ただし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、男女別の快適トイレの設置を標準とする。<u>また、現場見学会の開催などで女性の使用が見込まれる場合は、男女別の快適トイレを設置できるものとする。</u> (2)「快適休憩所」(県土整備部及び都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)のみ対象) 快適な作業員休憩所のことをいい、【別表－2】に示す「快適休憩所」の仕様をすべて満たすこと。ただし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、女性に配慮するよう努めなければならない。 (3)「標準的な現場環境改善」 仮設備、営繕や安全関係で現場環境を改善するほか、建設事業の住民広報など地域との連携の下で現場環境改善を行うもので、【別表－3】に示す「標準的な現場環境改善」のうち計上費目(①仮設備関係、②営繕関係、③安全関係、④地域連携)ごとに1内容ずつと、いずれかの計上費目1内容の合計5つの内容を実施する。 (実施内容) 第4条 各モデル工事については、以下のとおり実施するものとする。 (1)発注者指定型(県土整備部及び都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)) <u>①農政部及び林政部</u> <u>該当なし</u> <u>②県土整備部及び都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)</u> 全ての工事において「快適トイレ」を実施する。 上記に加え、設計金額が5,000万円以上の工事は、原則として「快適休憩所」及び「標準的な現場環境改善」を実施する。 (2)受注者申入れ 受注者から申し入れがあった場合は、下記によりモデル工事として実施する。 ①「県土整備部及び都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)が発注する工事」 「快適休憩所」「標準的な現場環境改善」から、1つ以上を追加して実施する。 ②「農政部及び林政部が発注する工事」 「快適トイレ」、「標準的な現場環境改善」から、1つ以上を選択して実施する。 <u>①農政部及び林政部</u> <u>「快適トイレ」、「標準的な現場環境改善」から、1つ以上を選択して実施する。</u> <u>②県土整備部及び都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)</u> <u>設計金額が5,000万円以上の工事</u> <u>原則として発注者指定型により実施のため、該当なし。</u> <u>設計金額が5,000万円未満の工事</u> <u>「快適休憩所」「標準的な現場環境改善」から、1つ以上を追加して実施する。</u>

(改正前)	(改正後)
(経費の計上) 第7条 各モデル工事については、それぞれ以下のとおり経費を計上するものとする。 ただし、施工箇所が点在する工事にてモデル工事を実施する場合は、現場実施状況に応じて適切に対応すること。 (1) 発注者指定型（県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）のみ対象） 当初設計において、現場環境改善費に「快適トイレ」を1基積上げ計上すると共に、5,000万円以上の工事については、現場環境改善費率により「快適休憩所」及び「標準的な現場環境改善」に係る経費を計上し、現場実施状況に応じて適切に対応する。 (2) 受注者申入れ ①「快適トイレ」を実施する場合 設計変更において、現場環境改善費に「快適トイレ」を積み上げ計上する。 ②「快適休憩所」を実施する場合（県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）のみ対象） 設計変更において、積み上げ計上とし、その財源は県単独費にて対応する。（計金額が5,000万円未満の工事） ③「標準的な現場環境改善」を実施する場合 設計変更において、現場環境改善費率により「標準的な現場環境改善」に係る経費を計上する。	(経費の計上) 第7条 各モデル工事については、それぞれ以下のとおり経費を計上するものとする。 ただし、施工箇所が点在する工事にてモデル工事を実施する場合は、現場実施状況に応じて適切に対応すること。 -(1) 発注者指定型（県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）のみ対象）- 当初設計において、現場環境改善費に「快適トイレ」を1基積上げ計上すると共に、5,000万円以上の工事については、現場環境改善費率により「快適休憩所」及び「標準的な現場環境改善」に係る経費を計上し、現場実施状況に応じて適切に対応する。 -(2) 受注者申入れ ①「快適トイレ」を実施する場合 設計変更において、現場環境改善費に「快適トイレ」を積み上げ計上する。 ②「快適休憩所」を実施する場合（県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）のみ対象）- 設計変更において、積み上げ計上とし、その財源は県単独費にて対応する。（計金額が5,000万円未満の工事）- ③「標準的な現場環境改善」を実施する場合 設計変更において、現場環境改善費率により「標準的な現場環境改善」に係る経費を計上する。 <u>(1) 発注者指定型</u> <u>① 農政部及び林政部</u> <u>該当なし</u> <u>② 県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）</u> <u>全ての工事において、当初発注時に、「快適トイレ」1基を現場環境改善費に積み上げ計上する。</u> <u>上記に加え、設計金額が5,000万円以上の工事は、原則として「快適休憩所」及び「標準的な現場環境改善」に係る経費を現場環境改善費率により計上する。</u> <u>(2) 受注者申入れ</u> <u>受注者から申し入れがあった場合は、下記によりモデル工事として経費を計上する。</u> <u>① 農政部及び林政部</u> <u>1)「快適トイレ」を実施する場合</u> <u>設計変更時に、「快適トイレ」に係る経費を現場環境改善費に積み上げ計上する。</u> <u>2)「標準的な現場環境改善」を実施する場合</u> <u>設計変更時に、「標準的な現場環境改善」に係る経費を現場環境改善費率により計上する。</u> <u>② 県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）</u> <u>設計金額が5,000万円以上の工事</u> <u>原則として発注者指定型により実施のため、該当なし。</u> <u>設計金額が5,000万円未満の工事</u> <u>1)「快適休憩所」を実施する場合</u> <u>設計変更時に、「快適休憩所」に係る経費を現場環境改善費に積み上げ計上する。その財源は県単独費にて対応する。</u> <u>2)「標準的な現場環境改善」を実施する場合</u> <u>設計変更時に、「標準的な現場環境改善」に係る経費を現場環境改善費率により計上する。</u>

(改正前)		(改正後)	
【別表－１】「快適トイレ」		【別表－１】「快適トイレ」	
仕様は下記１，２とする		仕様は下記１，２とする	
仕	1. 快適トイレに求める標準仕様 ① 洋式便座 ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） ③ 臭い逆流防止機能（フラPPER機能） （必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること） ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） ⑤ 照明設備 ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）	仕	1. 快適トイレに求める標準仕様 ① 洋式便座 ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） ③ 臭い逆流防止機能（フラPPER機能） （必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること） ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） ⑤ 照明設備 ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）
様	2. 快適トイレとして活用するために備える付属品 ① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ② 入口の目隠しの設置 （男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ③ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） ④ 鏡付きの洗面台 ⑤ 便座除菌シート等の衛生用品	様	2. 快適トイレとして活用するために備える付属品 ① <u>現場に男女がいる場合に男女別トイレ設置の場合は、</u> 男女別の明確な表示 ② 入口の目隠しの設置 （男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ③ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） ④ 鏡付きの洗面台 ⑤ 便座除菌シート等の衛生用品
参 考	推奨する仕様、付属品 ① 室内寸法 900×900mm 以上（半畳以上） ② 擬音装置 ③ フィッティングボード（着替え台） ④ フラPPER機能の多重化 ⑤ 窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑥ 小物置場等（トイレトペーパー予備置き場） ⑦ 付属品の木質化	参 考	推奨する仕様、付属品 ① 室内寸法 900×900mm 以上（半畳以上） ② 擬音装置 ③ フィッティングボード（着替え台） ④ フラPPER機能の多重化 ⑤ 窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑥ 小物置場等（トイレトペーパー予備置き場） ⑦ 付属品の木質化
注１）「推奨する仕様、付属品」については、必ずしも設置を義務付けるものではない。		注１）「推奨する仕様、付属品」については、必ずしも設置を義務付けるものではない。	
注２）快適トイレ（女性用）の導入に当たっては、下記に配慮すること		注２）快適トイレ（女性用）の導入に当たっては、下記に配慮すること	
①全般：女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く		①全般：女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く	
②設置位置：女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。		②設置位置：女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。	
③導線の配慮：男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の導線の配慮をする		③導線の配慮：男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の導線の配慮をする	
④ドアの向き：女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする		④ドアの向き：女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする	
⑤照明：中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。		⑤照明：中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。	
⑥室温：トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。		⑥室温：トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。	